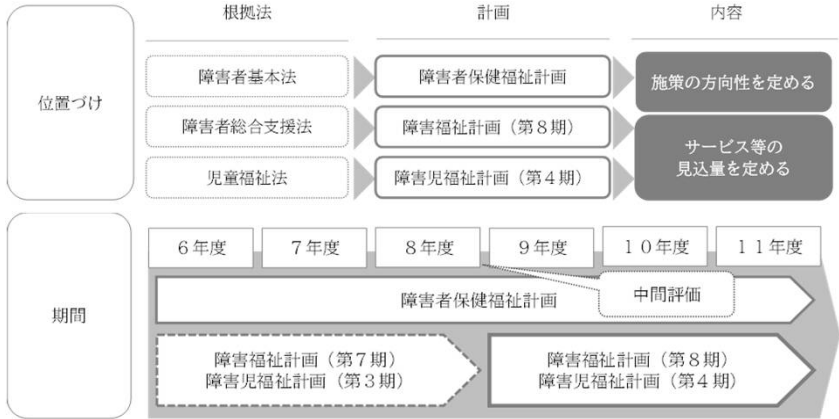


令和8年度「仙台市障害者保健福祉計画」中間評価、「仙台市障害福祉計画（第8期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第4期）」の策定について

1 計画の位置づけと計画期間

- ・障害者総合支援法第88条第1項に基づき、本市の障害福祉サービスの見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害福祉計画」として「仙台市障害福祉計画（第8期）」を策定する。
- ・児童福祉法第33条の20第1項に基づき、本市の障害児通所支援等の見込量及びそれを確保するための方策等を定める「市町村障害児福祉計画」として「仙台市障害児福祉計画（第4期）」を策定する。
- ・「仙台市障害福祉計画（第8期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第4期）」の計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とする。
- ・令和8年度は、障害福祉計画等の策定とあわせて、障害者保健福祉計画の中間評価を行う。国の障害者制度改革の動向も含め、社会情勢等の変化に対し、必要に応じて計画を見直す。

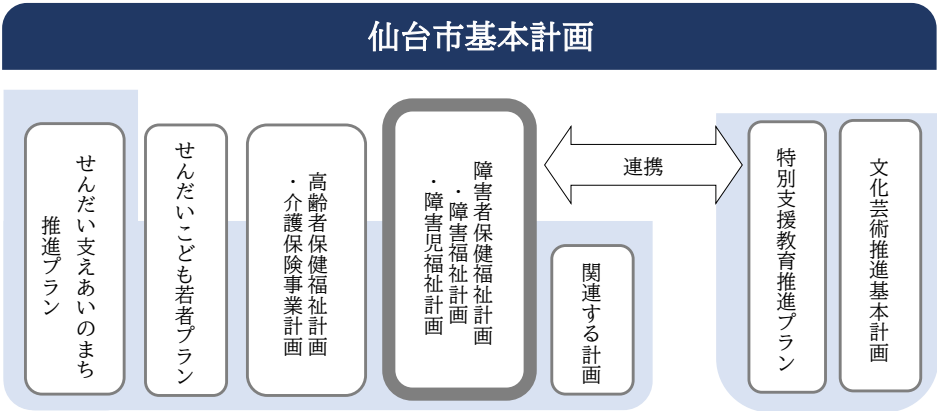


2 策定の進め方

- ・仙台市障害者施策推進協議会に諮問を行い、計画のあり方について審議する。
- ・仙台市障害者自立支援協議会や仙台市精神保健福祉審議会等、関連する他機関の審議を反映させる。
- ・仙台市パブリックコメント手続に関する実施要綱に基づき、市民・事業者の意見を公募する。

3 計画の位置づけ

- ・本計画は、仙台市基本計画を踏まえながら、各種関連計画と連携し、保健福祉をはじめとした様々な分野にわたる障害のある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定する。



4 計画策定スケジュール

- ・障害者保健福祉計画の中間評価については、9月上旬の第2回施策協で素案について協議したのち、10月中旬の決定・公表を目指す。
- ・障害福祉計画（第8期）及び障害児福祉計画（第4期）については、9月上旬に「骨子案」、10月中旬に「中間案」について協議し、12月中（予定）にパブリックコメントを実施のうえ、令和8年度末頃の策定を目指す。

■：障害者保健福祉計画に係る事項 ●：障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）に係る事項

項目	令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
障害者保健福祉計画						■ R8質的モニタリング報告書 ■ 中間評価報告書（素案）	■ 中間評価報告書（修正案）					
障害福祉計画(第8期)・障害児福祉計画(第4期)						● 骨子案	● 中間案				● 答申案	● 策定
施策推進協議会			第1回協議会（6/25） ● 諮問 ■ ● 次期計画等の策定について ■ R8質的モニタリング経過報告 ■ ● 量的モニタリング報告		第2回協議会（9月上旬） ■ R8質的モニタリング報告 ■ 保福祉計画中間評価（素案） ● 障害福祉計画等骨子案		第3回協議会（10月中旬） ■ 保福祉計画中間評価（修正案） ● 障害福祉計画等中間案 ● パブコメ概要				第4回協議会（3/4） ● 障害福祉計画等答申案 ● パブコメ結果	
パブリックコメント									12月（予定） ● パブリックコメント			3月中旬 ● 答申